基山町ゼロカーボン推進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地球温暖化対策を推進し、ゼロカーボンシティを実現するため、家庭用太陽光発電システム及び電気自動車等を導入する個人に対し、町が予算の範囲内で交付するゼロカーボン推進補助金（以下「補助金」という。）について、基山町補助金等交付規則（平成７年規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助金の交付対象設備）

第２条　この要綱において、補助の対象となる設備等（以下「対象設備等」という。）は、次のとおりとし、別表第１に定める要件を全て満たしたものをいう。

(１)　家庭用太陽光発電システム（以下「太陽光発電システム」という。）

(２)　電気自動車等

２　補助金の交付は、太陽光発電システムは１軒につき１回とし、電気自動車等は１人につき１台限りとする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する対象設備等を設置又は購入する者であって、次に揚げる要件を全て満たしたものとする。

(１)　電気自動車等は、町内に住所を有する者。

(２)　太陽光発電システムは、町内に住所を有し、所有住宅等に設置する者。ただし、町内に住宅を建設中及び年度内に建設、購入予定の場合は、第９条に規定する実績報告書の提出までに町内に住所を有すること。

(２)　本人及び同一世帯全員が、町税等の滞納がないこと。

(３)　同一世帯に属する者及び生計同一者全員が、基山町暴力団排除条例（平成24年条例第１号）第２条第４号に規定する暴力団等でないこと。

（補助対象経費等）

第４条　補助対象経費及び補助額は、別表第２に定めるとおりとする。なお、町内事業者（町内に事業所を有する法人及び町内に事業所又は事務所を有する個人事業主）と売買契約を締結して購入する場合は、補助金を加算するものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、基山町ゼロカーボン推進補助金交付申請書（様式第１号）に、別表第３に定める関係書類を添付して、対象設備等の設置工事着工前及び納車前に、町長に提出しなければならない。

２　交付申請の受付は、先着順に行うものとし、交付申請総額が予算額に達したときには、当該年度分は締め切るものとする。

（交付決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めたときは、基山町ゼロカーボン推進補助金交付決定通知書（様式第３号）により、交付することが適当でないと認めたときは、基山町ゼロカーボン推進補助金不交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第７条　前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請の内容を変更しようとするとき又は中止若しくは廃止しようとするときは、基山町ゼロカーボン推進補助金変更等承認申請書（様式第５号）に関係する書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更承認の決定）

第８条　町長は、前条の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、基山町ゼロカーボン推進補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、中止又は廃止の場合を除き、対象設備等の設置又は購入が完了した日から30日以内又は交付決定の日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに、基山町ゼロカーボン推進補助金実績報告書（様式第７号）に、別表第４に定める関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

２　交付決定者は、特別の事情により、前条に規定する実績報告を当該年度の３月31日までに提出できないときは、同日までに基山町ゼロカーボン推進補助金事業繰越承認申請書（様式第８号）を町長に提出しなければならない。

３　町長は、前項の規定による繰越承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、基山町ゼロカーボン推進補助金事業繰越承認（不承認）通知書（様式第９号）により、交付決定者に通知するものとする。

４　前項の規定により承認の通知を受けた者は、第５条の規定により申請した補助事業について、翌年度末までに完了しなければならない。

（交付額の確定）

第10条　町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、基山町ゼロカーボン推進補助金交付確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条　前条の通知を受けた交付決定者は、町長に基山町ゼロカーボン推進補助金交付請求書（様式第11号）により請求するものとする。

２　町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（手続の代行）

第12条　補助対象者は、第５条に規定する補助金の交付申請書、第７条に規定する変更等の承認申請及び第９条に規定する実績報告について、販売する者等に対して、これらの手続を代行させることができる。

２　手続の代行者は、誠意をもって手続の実施をするものとし、手続の代行を通じ、補助対象者等に関して知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び基山町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第１号）に従って取り扱うものとする。

３　町長は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が本要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、補助対象者及び手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

（取得財産等の管理）

第13条　交付決定者は、町長が別表第１に定める償却期間において、適切な管理をするとともに、補助金交付の目的に従って、その適正な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第14条　交付決定者は、町長が別表第１に定める償却期間内において、対象設備等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第12号）に処分する理由が分かる書類を添えて、町長に提出し、その承認を得なければならない。

２　町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、処分の承認を決定するとともに、交付決定者に対し財産処分承認（不承認）通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当し、補助事業の目的が達成できないと認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(２)　補助金を他の用途に使用したとき。

(３)　補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

(４)　この要綱の規定又は法令に違反したとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、基山町ゼロカーボン推進補助金交付決定通知取消通知書（様式第14号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条　町長は、第14条第２項及び前条第２項の規定による通知をした場合において、当該財産処分及び取消に係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、基山町ゼロカーボン推進補助金返還請求書（様式第15号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、町長が、特に必要と認めたときは、その補助金の返還を免除することができる。

２　交付決定者は、前項に規定する命令を受けたときは、請求書に記載の期限内に当該補助金を町長に返還しなければならない。

（補則）

第17条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条、第13条、第14条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象設備等 | 要　件 | 償却期間 |
| 太陽光発電システム | (１)未使用品であること(２)住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流ありで連携し、かつ、太陽電池の最大出力（対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（キロワット表示とし、小数点第１位未満を四捨五入したもの。）をいう。以下同じ。）が10キロワット未満の太陽光発電システムであること。(３)電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるもので、発電した電力の大半を住宅の居住の用に供する部分で使用すること。再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないものであること。(４)環境価値（発電に係る二酸化炭素の排出量削減効果に関する付加価値をいう。）を、その電力の供給を受けて使用する者に帰属させること。(５)電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第５号ロに規定する接続供給を行わないこと。(６)増設、買換え、リースでないこと。 | 17年 |
| 電気自動車等 | (１)自動車検査証の交付を受けた自動車(二輪の小型自動車、側車付二輪の小型自動車、超小型モビリティ及びミニカーを除く。）であって、その自動車検査証の燃料の種類の記載が電気又はガソリン・電気若しくは、圧縮水素のもので、新規登録車であるもの(２)一般社団法人次世代自動車振興センターの「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則（「別表第１」）銘柄ごとの補助金交付額」において電気自動車に分類されているＥＶ、ＰＨＥＶ又はＦＣＶ自動車であること。(３)自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所であること。(４)電気自動車等の導入は、当該年度の４月１日から翌年度３月末日までの間において実施する事業とし、自動車検査証の初年度登録年月が導入期間内であること。(５)申請者が自ら新車として新たに購入したものであること。 | 軽電気自動車は４年、普通電気自動車等は６年 |

別表第２（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象設備等 | 補助対象経費 | 補助額 |
| 太陽光発電システム | 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の各購入費、工事費（据付・配線工事等） | １キロワット当たり30,000円に太陽電池の最大出力を乗じて得た額で上限80,000円とする。ただし、町内事業者と契約し購入する場合は、20,000円を加算し、その額が100,000円を超えるときは100,000円とする。 |
| 電気自動車等 | 電気自動車等の本体の購入費で国等の補助金を除いた額 | 80,000円ただし、町内事業者と契約し購入する場合は、20,000円を加算し、100,000円とする。 |

別表第３（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象設備等 | 添付書類 |
| 太陽光発電システム | (１)工事着工前の現況が確認できる写真（パネル及びパワーコンディショナー設置個所）(２)補助事業に係る対象システムのパンフレットの写し(３)工事見積書又は注文書及び契約書等の写し(４)市町村税の滞納のない証明書（町で確認できない場合）(５)誓約書(様式第３号)(６)対象システムの設置予定の地図(７)住民票（補助金交付申請時に町内に住所を有していない場合）(８)その他、町長が必要と認める書類 |
| 電動自動車等 | (１)保管予定場所の現況が確認できる写真(２)車両のカタログ、パンフレットの写し(３)車両購入見積書又は注文書及び契約書等の写し(４) 市町村税の滞納のない証明書（町で確認できない場合）(５)誓約書(様式第３号)(６)保管予定場所の地図(７)その他、町長が必要と認める書類 |

別表第４（第９条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象設備等 | 添付書類 |
| 太陽光発電システム | (１)工事完了が確認できる写真（パネル及びパワーコンディショナー設置個所）(２)工事契約書の写し(３)工事内容明細書の写し(４)領収書の写し（ただし、分割払いにより設置した場合は、分割払いに係る契約書及び支払明細の写し）(５)電力契約書の写し(６)住民票（補助金交付申請時に町内に住所を有していなかった場合）(７)その他、町長が必要と認める書類 |
| 電動自動車等 | (１)車両検査証の写し(２)領収書の写し（ただし、分割払いにより設置した場合は、分割払いに係る契約書及び支払明細の写し）(３)その他、町長が必要と認める書類 |